

I. 新規事業採択時評価について

1. 概要

河川局関係事業における新規事業箇所については、従来より、想定される被害の大きさ、過去の災害実績、現状施設の整備水準、治水経済調査マニュアル（案）等に基づく費用対効果分析等により、事業の緊急性・必要性について、総合的に評価を実施してきたところである。特に、平成10年度からは、全ての新規事業箇所名等を公表するとともに、その決定過程の透明性・客観性の一層の確保を図るため、緊急性・必要性を表す代表的事項、費用対効果分析結果等を公表したところである。

また、「建設省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（平成10年3月26日）が制定された後、国土交通省が誕生したことに伴い、新たに「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」が策定され（平成21年12月24日改定）、

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業及びダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業について新規事業採択評価を実施すること
- ②評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を実施し、評価結果を公表すること
- ③評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、改善を行うこと

等が定められた。

平成22年度予算の配分において、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」等に基づき、原則として全ての新規事業採択箇所について、費用対効果分析を行い、それを含んだ総合的な評価を実施したところである。

なお、費用対効果分析については、平成17年4月に改定した「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて評価を実施している。

2. 評価手法

（1）総合的な評価の手法

評価手法の策定・改善にあたり、学識経験者等から意見を聴くため、河川事業については以下の委員会を設置している。

- ・「河川事業の評価手法に関する研究会」
（座長：小林 潔司 京都大学経営管理大学院教授）

○総合的に事業を評価する際に整理すべき指標

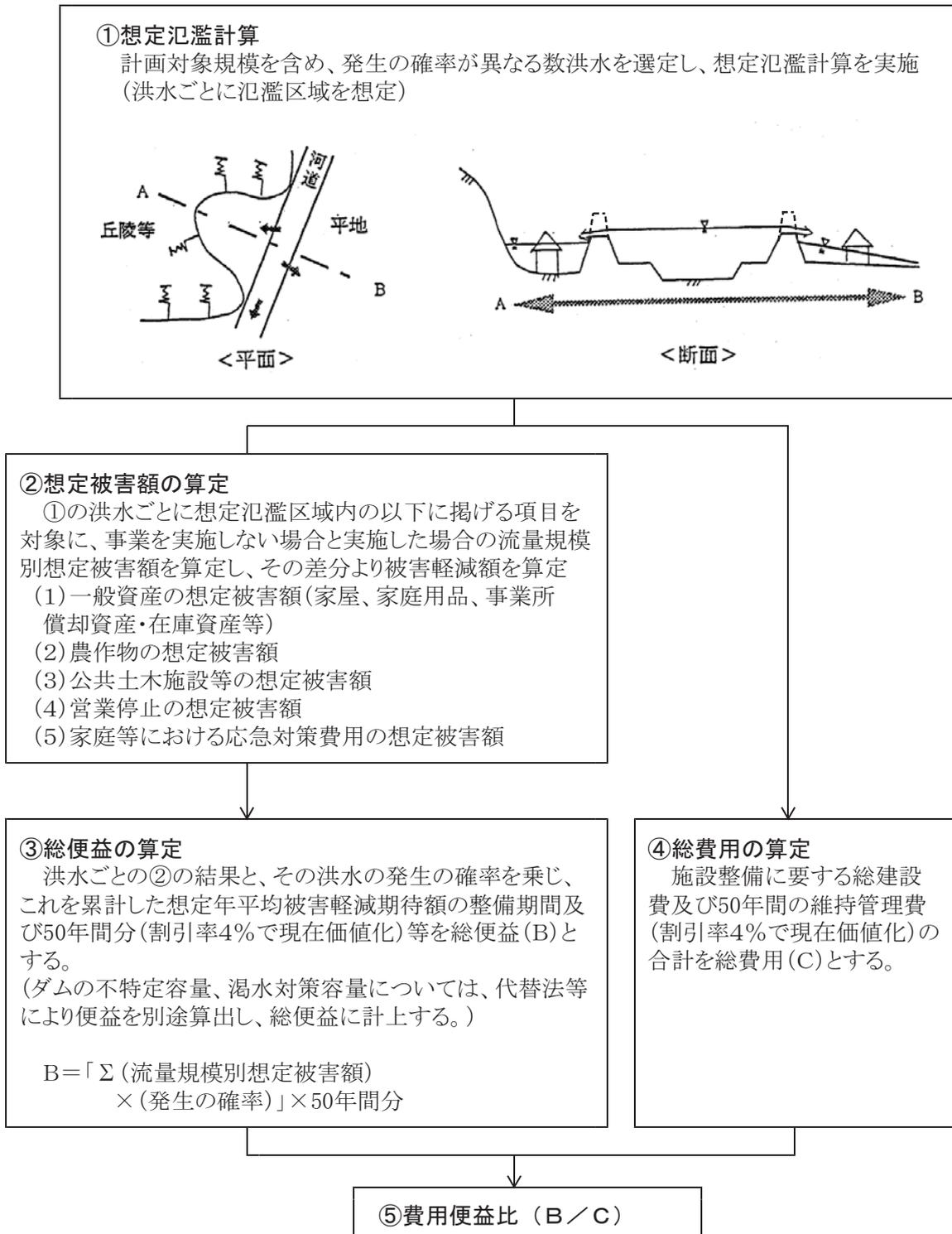
	河川事業
<p>評 価 項 目</p>	<p>(1) 災害発生時の影響 (2) 過去の災害実績 (3) 災害発生の危険度 (4) 地域開発の状況 (5) 地域の協力体制 (6) 事業の緊急度 (7) 水計上の重要性 (8) 災害時の情報提供体制 (9) 関連事業との整合性 (10) 代替案立案等の可能性 (11) 費用対効果分析 等</p>

(2) 費用対効果分析の手法

①河川事業

治水事業については、事業の緊急性、必要性について、想定される被害の大きさ、過去の災害実績、現況施設の整備水準及び「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月）等に基づく費用対効果分析等により総合的に事業評価を実施。

○費用対効果分析の手法の概要



3. 新規事業採択箇所

○河川局関係新規事業箇所について

事業名	事業主体	事業箇所
(1) 河川事業		
① 床上浸水対策特別緊急事業		
【床上浸水対策特別緊急事業（補助）】		
那珂川	福岡県	福岡県福岡市博多区、中央区、南区、筑紫郡那珂川町
樋井川	福岡県	福岡県福岡市城南区、中央区、早良区
2事業		

4. 評価の考え方（河川事業）

1) 河川改修事業及び河川構造物改築事業等の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記の通り区分を設け、各項目ごとにA～Cの評価を行う。

○災害発生時の影響

想定氾濫区域内について

- ・浸水戸数
A：1000戸以上、 B：999～100戸、 C：100戸未満
- ・軒下浸水（2m）以上の浸水戸数
A：100戸以上、 B：99～50戸、 C：50戸未満
- ・農地浸水面積
A：1000 ha以上、 B：999～100 ha、 C：100 ha未満
- ・重要な公共施設等の有無
A：5施設以上、 B：4～3施設、 C：3施設未満
主要道路、鉄道、上水施設（浄水場等）、電話（中継所）、電気（変電所）、市役所等、警察署、消防署、保健所、学校、その他公共施設
- ・災害時要援護者関連施設の有無
B：有り
身障者施設、老人ホーム、幼稚園、病院、その他施設

○過去の災害実績

過去10箇年の実績被害を対象として

- ・浸水頻度（原則として水害統計に記載された延べ回数）
A：4回以上、 B：3～2回、 C：2回未満
- ・最大浸水戸数
A：1000戸以上、 B：999～100戸、 C：100戸未満
- ・軒下浸水（2m）以上の浸水戸数（最大）
A：100戸以上、 B：99～50戸、 C：50戸未満
- ・孤立戸数*1（浸水家屋は除く）（最大）
A：100戸以上、 B：99～50戸、 C：50戸未満
- ・最大農地浸水面積
A：1000 ha以上、 B：999～100 ha、 C：100 ha未満
- ・避難勧告の有無
B：有り
- ・重要な公共施設等の有無
A：5施設以上、 B：4～3施設、 C：3施設未満
主要道路、鉄道、上水施設（浄水場等）、電話（中継所）、電気（変電所）、市役所等、警察署、消防署、保健所、学校、その他公共施設
- ・災害時要援護者関連施設の有無
B：有り
身障者施設、老人ホーム、幼稚園、病院、その他施設
- ・重要交通網の遮断状況
A：12時間以上、 B：6時間以上12時間未満、 C：6時間未満

○事業の緊急度

過去近3箇年の実績被害を対象として

- ・被害実績の有無
B：有り
- ・水防活動回数〔累計〕
A：10回以上、 B：9～5回、 C：5回未満

○災害発生の危険度

- ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合
A : 0.2以下、 B : 0.21~0.49、 C : 0.5以上
- ・現況の治水安全度
A : 30年未満、 B : 30~50年未満、 C : 50年以上(直轄河川:安全に流せる洪水規模の生起確率)
A : 5年未満、 B : 5~10年未満、 C : 10年以上(補助河川:安全に流せる洪水規模の生起確率)
A : 30mm/h未満、 B : 30~50mm/h未満、 C : 50mm/h以上(補助河川:安全に流せる降雨量)
- ・災害危険区域等の指定の有無(洪水氾濫によるもの。急傾斜地・土砂災害は除く。)
B : 有り
- ・高齢化率(代表市町村の65歳以上の人口構成比)
A : 40%以下、 B : 40~30%以上、 C : 30~20%以上
- ・構造物の老朽化の度合(経過年数:河川構造物改築事業のうち河川管理施設に限る)
A : 40年以上、 B : 30年以上40年未満、 C : 20年以上30年未満

○水系上の重要度

- ・上流改修区域における想定氾濫区域内の浸水戸数
A : 1000戸以上、 B : 999 ~100戸、 C : 100戸未満

○地域開発の程度(洪水・濁水の要因となる)

- ・想定氾濫区域内で開発予定のある宅地面積
A : 10 ha以上、 B : 9~5 ha、 C : 5 ha未満
- ・流域内の開発予定面積
A : 100 ha以上、 B : 99~50 ha、 C : 50 ha未満

○治水に対する情報提供の状況

- ・ハザードマップの整備・公表の有無
B : 有り

上記の評価項目について、「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等と合わせ、新規採択を総合的に判断

* 1 : 孤立戸数とは、当該家屋は浸水していないものの、主要道路や鉄道施設が浸水し、(車両等によって)高度医療機関や水防機関等への緊急の輸送等ができない状態が3時間以上継続した家屋の数。

なかがわ

箇所名：那珂川床上浸水対策特別緊急事業

1. 事業の概要

- 1) 位置：福岡県福岡市・那珂川町
- 2) 河川名：那珂川水系那珂川
- 3) 諸元：改修延長L=14,300km、河道掘削 約V=470,000m³
- 4) 総事業費：約136億円

2. 目的及び必要性

- 1) 目的：浸水被害の軽減
- 2) 必要性：
 - ・当該地域は、平成21年7月26日豪雨では、床上93戸、床下208戸の浸水が発生し、那珂川町役場付近において甚大な被害が発生した。このため、抜本的な対策として、床上浸水対策特別緊急事業により、5年間で緊急的かつ集中的な河川整備をおこなうことにより、洪水被害の軽減及び再度災害防止を図るものである。

3. 費用効果分析の結果

治水経済調査マニュアル（案）に基づいて分析。

便益 (B)	費用 (C)	事業効果 (B/C)
1,470億円	140億円	10.5

便益 (B) の内訳及び主な根拠

【内訳】	被害防止便益：1,470億円
【主な根拠】	年平均浸水被害軽減戸数：4,320戸
	年平均浸水被害軽減面積：200ha

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択

災害発生時の影響(想込区域内)					過去の災害実績(過去10ヶ箇年間の災害実績)									
浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	農地浸水面積(ha)	重要公共施設数	災害弱者施設	浸水回数(回)	最大浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	孤立戸数(戸)	最大浸水農地面積(ha)	避難勧告の有無	重要公共施設数	災害弱者施設	交通遮断時間	
31376	0	506.0	38	35	2	301	0	0	50	1	8	2	2	

事業の緊急度	災害発生時の危険度					水系上重要	地域開発の程度		情報提供	
被害実績	水防活動(回)	現在流下能力の割合	現況の安全性	災害危険区域	高齢化率(%)	構造物経過年数	上流区域の浸水戸数	想込区域内宅地予定面積(ha)	流域内開発予定面積(ha)	ハザードマップの公表
有	30	0.51	1/5	無	12.0		3	0	0	有

5. 日程・手続き

平成22年度 測量・設計に着手予定

6. 関係者の意見

地元自治体、住民から早期着手に対する強い要望がある。

箇所名：樋井川^{ひいがわ}床上浸水対策特別緊急事業

1. 事業の概要

- 1) 位置：福岡県福岡市^{ふくおかし}
- 2) 河川名：樋井川^{ひいがわ}水系樋井川^{ひいがわ}
- 3) 諸元：改修延長L=5,900km、河道掘削 約V=110,000m³
- 4) 総事業費：約36億円

2. 目的及び必要性

- 1) 目的：浸水被害の軽減
- 2) 必要性：
 - ・当該地域は、平成21年7月24日豪雨では、床上172戸、床下238戸の浸水が発生し、福岡副都心を形成する地域に甚大な被害が発生した。このため、抜本的な対策として、床上浸水対策特別緊急事業により、5年間で緊急的かつ集中的な河川整備をおこなうことにより、洪水被害の軽減及び再度災害防止を図るものである。

3. 費用効果分析の結果

治水経済調査マニュアル（案）に基づいて分析。

便益 (B)	費用 (C)	事業効果 (B/C)
153億円	36億円	4.3

便益 (B) の内訳及び主な根拠

【内訳】 被害防止便益：153億円
 【主な根拠】 年平均浸水被害軽減戸数：2,023戸
 年平均浸水被害軽減面積：74ha

4. 検討

以下の評価項目及び上記の費用対効果分析結果を総合的に判断の上、採択

災害発生時の影響(想込区域内)					過去の災害実績(過去10ヶ箇年間の災害実績)								
浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	農地浸水面積(ha)	重要公共施設数	災害弱者施設	浸水回数(回)	最大浸水戸数(戸)	軒下浸水戸数(戸)	孤立戸数(戸)	最大浸水農地面積(ha)	避難勧告の有無	重要公共施設数	災害弱者施設	交通遮断時間
5898	68	8.5	11	9	4	410	0	0	0	1	1	1	0

事業の緊急度		災害発生時の危険度					水系上重要	地域開発の程度		情報提供
被害実績	水防活動(回)	現在流下能力の割合	現況の安全度	災害危険区域	高齢化率(%)	構造物経過年数	上流区域の浸水戸数	想込区域内宅地予定面積(ha)	流域内開発予定面積(ha)	ハザードマップの公表
有	4	0.49	1/5	無	15.2		0	0	0	有

5. 日程・手続き

平成22年度 測量・設計に着手予定

6. 関係者の意見

地元自治会、福岡一から早期着手に対する強い要望がある。

(参考資料)

費用対効果分析に当たっての各種指標等

「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月1日付け国河計調第2号)各種資産
評価単価及びデフレーター」より

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 第1表 | 都道府県別家屋1m ² 当たり評価額 |
| 第2表 | 1世帯当たり家庭用品評価額 |
| 第3表 | 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額及び
在庫資産評価額 |
| 第4表 | 農漁家一戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 |
| 第5表 | 都道府県別水稲10アール当たり平年収量 |
| 第6表 | 農作物価格 |
| 第7表 | 産業分類別事業所従業員1人当たり付加価値額 |
| 第8表 | 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額 |
| 第9表 | 治水工事費指数 |
| 第10表 | 治水事業費指数 |

第1表 都道府県別家屋1m²当たり評価額

(千円/m²)

都道府県名	19年評価額	20年評価額	都道府県名	19年評価額	20年評価額
北海道	139.1	140.5	滋賀	142.2	143.7
青森	135.7	136.8	京都	170.2	172.1
岩手	132.3	133.4	大阪	162.9	164.9
宮城	144.7	146.1	兵庫	151.7	153.4
秋田	134.6	135.6	奈良	159.6	161.1
山形	138.2	139.4	和歌山	169.3	171.2
福島	138.9	140.1	鳥取	145.4	146.7
茨城	154.0	155.6	島根	154.9	156.1
栃木	146.6	148.0	岡山	152.1	153.6
群馬	150.9	152.4	広島	154.5	156.1
埼玉	157.9	159.6	山口	152.2	153.7
千葉	156.8	158.5	徳島	139.8	141.3
東京	209.8	212.6	香川	139.4	140.8
神奈川	180.4	182.6	愛媛	133.0	134.3
新潟	147.8	149.1	高知	155.0	156.5
富山	157.5	159.1	福岡	142.1	143.7
石川	150.5	151.9	佐賀	129.6	130.8
福井	149.1	150.5	長崎	136.8	138.1
山梨	160.8	162.3	熊本	136.8	138.1
長野	159.0	160.5	大分	138.2	139.5
岐阜	148.8	150.4	宮崎	118.9	120.1
静岡	160.9	162.7	鹿児島	128.3	129.5
愛知	160.4	162.3	沖縄	162.5	165.2
三重	153.7	155.3			

第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

19年評価額	20年評価額
14,759	15,103

第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり

償却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符 号	中分類 符 号	産 業 名	19年 評価額	20年 評価額	19年 評価額	20年 評価額
D		鉱業	11,033	11,346	3,343	2,916
E		建設業	1,575	1,620	3,566	3,110
F		製造業	3,946	3,975	4,897	5,025
	9	食料品製造業	2,378	2,395	1,595	1,637
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	8,789	8,853	8,102	8,314
	11	繊維工業	2,262	2,279	2,979	3,057
	12	衣服・その他の繊維製品製造業	626	631	1,444	1,482
	13	木材・木製品製造業	1,645	1,657	4,586	4,706
	14	家具・装備品製造業	1,594	1,606	2,777	2,850
	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	6,950	7,000	3,834	3,935
	16	印刷・同関連業	2,409	2,427	1,109	1,138
	17	化学工業	10,090	10,164	11,011	11,300
	18	石油製品・石炭製品製造業	36,188	36,451	83,688	85,882
	19	プラスチック製品製造業	3,129	3,151	2,647	2,716
	20	ゴム製品製造業	3,079	3,102	2,218	2,277
	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	750	756	2,860	2,935
	22	窯業・土石製品製造業	4,321	4,352	4,505	4,623
	23	鉄鋼業	12,413	12,504	13,113	13,457
	24	非鉄金属製造業	7,888	7,945	10,240	10,508
	25	金属製品製造業	2,328	2,345	3,402	3,491
	26	一般機械器具製造業	2,862	2,883	7,012	7,196
	27	電気機械器具製造業	2,779	2,799	4,229	4,340
	28	情報通信機械器具製造業	2,765	2,785	6,197	6,359

(千円/人)

産業分類			償却資産		在庫資産	
大分類 符号	中分類 符号	産業名	19年 評価額	20年 評価額	19年 評価額	20年 評価額
	29	電子部品・デバイス製造業	5,114	5,152	3,541	3,634
	30	輸送用機械器具製造業	4,793	4,827	4,206	4,317
	31	精密機械器具製造業	2,300	2,317	4,145	4,254
	32	その他の製造業	2,219	2,235	6,432	6,601
G		電気・ガス・熱供給・水道業	119,578	122,973	3,738	3,260
H		情報通信業	6,065	6,237	848	740
I		運輸業	5,887	6,054	803	700
J		卸売・小売業	1,858	1,911	2,826	2,709
	49～54	卸売業	1,938	1,993	5,424	5,200
	55	各種商品小売業	1,802	1,853	2,166	2,076
	56	織物・衣服・身の回り品小売業	1,802	1,853	3,031	2,906
	57	飲食料品小売業	1,802	1,853	496	476
	58	自動車・自転車小売業	1,802	1,853	2,523	2,418
	59	家具・じゅう器・機械器具 小売業	1,802	1,853	3,210	3,077
	60	その他の小売業	1,802	1,853	2,031	1,947
K		金融・保険業	5,401	5,554	242	211
L		不動産業	17,172	17,659	18,195	15,870
M		飲食店・宿泊業	2,631	2,706	126	109
N		医療、福祉	1,307	1,344	203	177
O		教育、学習支援業	1,388	1,428	188	164
P		複合サービス事業	5,401	5,554	242	211
Q		サービス業	5,401	5,554	242	211
R		公務	5,401	5,554	242	211

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。

第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び

在庫資産評価額

(千円/戸)

	19年評価額	20年評価額
償却資産	2,117	2,099
在庫資産	430	416

第5表 都道府県別水稻10アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	19年	20年	都道府県名	19年	20年
北海道	532	534	滋賀	518	518
青森	580	580	京都	511	511
岩手	533	533	大阪	493	493
宮城	530	530	兵庫	504	504
秋田	573	573	奈良	513	513
山形	594	594	和歌山	493	493
福島	537	537	鳥取	523	517
茨城	520	520	島根	508	509
栃木	539	539	岡山	526	526
群馬	494	494	広島	523	523
埼玉	495	495	山口	505	504
千葉	531	531	徳島	474	474
東京	405	408	香川	499	499
神奈川	483	486	愛媛	498	498
新潟	539	539	高知	459	459
富山	535	535	福岡	501	499
石川	517	517	佐賀	530	528
福井	517	517	長崎	474	474
山梨	547	547	熊本	515	515
長野	623	623	大分	503	503
岐阜	488	488	宮崎	492	493
静岡	523	523	鹿児島	479	479
愛知	506	507	沖縄	309	309
三重	500	500			

第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		19年	20年	農作物名		19年	20年
米		218	214	野豆	さやえんどう	1,039	1,122
麦		86	77	菜科	さやいんげん	656	683
豆	大豆	213	220	根菜	大根	55	55
	小豆	242	229		人参	75	75
	落花生	447	477		ごぼう	149	146
いも	甘藷	169	187		里芋	262	275
	馬鈴薯	65	68	果実	りんご	227	244
果	きゅうり	234	237		みかん	163	174
	なす	268	272		夏みかん	156	173
	トマト	247	249		なし	312	326
	かぼちゃ	132	134		かき	180	191
	すいか	151	155		ぶどう	688	710
	いちご	906	918	もも	399	414	
菜	ピーマン	313	327	工芸	茶	681	659
	メロン	576	639		てんさい	11	10
	白菜	38	40	農作物	こんにゃく	149	163
葉	キャベツ	60	62		葉たばこ	1,934	1,948
	レタス	138	145		藷草	699	712
	ほうれん草	342	352	花	菊	61	91
茎菜	ねぎ	262	302		バラ	79	95
	たまねぎ	60	64	卉	カーネーション	41	41

第7表 産業分類別事業者従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類		付加価値額	
大分類 符号	産業名	19年 評価額	20年 評価額
D	鉱業	93,531	104,761
E	建設業	22,001	22,005
F	製造業	31,736	31,568
G	電気・ガス・熱供給・水道業	96,888	114,218
H	情報通信業	35,549	39,799
I	運輸業	24,573	22,411
J	卸売・小売業	25,812	24,756
K	金融・保険業	19,401	20,242
L	不動産業	42,362	52,485
M	飲食店・宿泊業	19,344	17,191
N	医療、福祉	15,085	12,559
O	教育、学習支援業	21,234	20,611
P	複合サービス事業	19,542	20,703
Q	サービス業	19,542	20,703
R	公務	19,542	20,703

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。

第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

19年評価額	20年評価額
10,962	10,965

第9表 治水工事費指数

(平成12年度=100)

年 度	国土交通省					
	所管 土木総合 (除く災害 復旧)					海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
昭和26	12.6	11.6	11.8	12.1	10.1	14.3
27	13.9	13.1	13.3	13.5	11.7	15.3
28	15.0	14.2	14.5	14.4	12.7	16.6
29	15.1	14.4	14.7	14.6	13.1	16.8
30	14.8	14.3	14.9	14.7	12.0	16.4
31	16.3	15.6	16.2	15.8	13.2	17.9
32	17.2	16.5	17.2	16.6	14.3	19.1
33	16.8	16.3	17.0	16.5	14.2	18.1
34	17.4	17.0	17.9	17.0	14.6	18.6
35	18.5	18.1	19.1	17.8	15.8	19.5
36	20.5	20.2	21.1	19.7	18.0	21.8
37	21.4	21.2	22.1	20.5	19.2	22.8
38	22.0	21.9	22.9	21.1	19.9	23.3
39	22.8	22.9	23.9	22.4	21.0	24.2
40	23.5	23.6	24.5	22.6	21.7	24.7
41	25.3	25.3	26.2	24.2	23.6	26.8
42	27.2	27.0	27.8	25.8	26.3	28.8
43	28.0	28.1	28.7	26.7	27.5	29.7
44	29.7	29.9	30.6	28.8	29.1	31.6
45	31.6	32.1	32.7	31.1	31.4	33.5
46	32.5	33.1	33.5	32.3	32.6	34.4
47	34.5	35.2	35.5	34.8	34.7	36.6
48	43.6	44.4	44.8	43.6	43.7	46.6
49	54.7	54.7	55.1	54.2	54.0	56.3
50	55.5	55.8	55.9	55.9	55.1	57.0
51	59.4	59.8	60.3	59.3	58.8	60.6
52	63.0	63.5	63.7	62.8	63.5	65.2
53	67.6	68.9	69.1	67.3	69.9	72.1

(平成12年度=100)

年 度	国土交通省					
	所管 土木総合 (除く災害 復旧)	治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	海 岸
昭和 54	74.9	75.5	75.6	73.9	76.7	78.9
55	84.1	83.1	82.7	82.1	85.4	87.1
56	85.8	84.2	83.8	83.4	86.2	87.6
57	85.3	84.7	84.5	84.0	86.7	87.8
58	84.8	84.1	83.8	83.6	86.3	87.2
59	86.4	85.4	85.2	85.1	87.3	88.2
60	85.3	83.4	83.5	83.9	83.3	84.1
61	84.9	83.8	83.6	84.5	84.3	84.4
62	86.3	85.6	85.4	85.9	86.1	86.1
63	88.2	87.8	87.6	88.3	88.0	88.0
平成 1	92.7	92.5	92.5	93.2	92.1	92.1
2	96.2	96.1	96.1	96.9	95.7	95.5
3	98.9	98.8	98.9	99.5	98.3	98.5
4	100.3	100.4	100.4	100.9	99.6	100.0
5	100.5	100.7	100.7	101.0	99.9	100.2
6	101.0	100.9	101.1	101.2	100.3	101.7
7	101.5	101.4	101.6	101.6	100.8	102.2
8	101.5	101.5	101.6	101.6	101.1	102.0
9	102.3	102.4	102.4	102.6	102.1	102.8
10	100.6	100.7	100.7	100.9	100.5	101.1
11	99.6	99.8	99.8	99.9	99.7	99.9
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	98.1	97.9	98.0	97.6	97.8	98.3
14	97.1	96.6	96.8	96.1	96.3	97.0
15	97.7	97.0	97.3	96.2	96.8	97.7
16	98.7	97.6	98.3	96.4	97.3	98.4
17	99.7	98.7	99.4	97.1	98.4	99.5
(暫) 18	101.9	99.8	100.6	98.1	99.5	101.1
(暫) 19	103.9	101.6	102.5	99.7	101.1	102.9

〈備考〉

1. 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室資料による。
2. 平成18年及び19年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合は、「旧建設省所管土木Ⅰ」である。

第 10 表 治水事業費指数

(平成12年度=100)

年 度	国土交通省					
	所管 土木総合 (除く災害 復旧)					海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
昭和35	17.0	17.1	16.9	18.0	16.5	19.6
36	19.1	19.3	19.1	19.6	19.0	21.9
37	20.1	20.4	20.2	20.6	20.2	22.7
38	21.1	21.1	21.3	21.5	20.9	23.4
39	22.3	22.3	22.4	22.3	22.0	24.5
40	23.3	23.3	23.5	23.3	22.9	25.1
41	25.0	25.0	25.2	24.9	24.8	27.2
42	27.2	27.0	27.0	26.9	27.6	29.3
43	28.4	28.3	28.5	28.2	28.8	30.1
44	30.7	30.4	30.7	30.0	30.6	32.2
45	33.1	33.0	33.2	33.1	33.0	34.1
46	34.4	34.4	34.5	34.5	34.3	35.0
47	37.3	36.8	37.1	37.1	36.5	37.3
48	47.0	46.4	46.9	46.4	46.1	47.5
49	57.8	56.5	56.7	56.9	56.7	57.4
50	58.7	57.7	57.7	58.6	58.0	58.0
51	62.7	61.7	61.8	62.0	61.9	61.5
52	66.3	65.4	65.2	65.6	66.7	66.4
53	70.5	70.3	70.2	70.0	73.0	73.3
54	77.7	76.9	76.4	76.5	80.0	80.3
55	86.6	84.5	83.6	84.9	89.0	88.6
56	88.8	86.0	85.4	86.4	89.8	89.1
57	89.0	86.8	86.5	87.0	90.5	89.2
58	88.8	86.5	86.3	86.7	90.1	88.7

(平成12年度=100)

年 度	国土交通省 所管 土木総合 (除く災害 復旧)	国土交通省所管土木総合(除く災害復旧)				海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
昭和 59	90.6	87.8	87.6	88.0	91.0	89.8
60	89.9	86.4	86.7	86.9	87.1	85.6
61	89.7	86.8	87.1	87.3	88.1	86.0
62	91.6	88.6	89.3	88.7	89.7	87.6
63	93.4	90.9	91.8	91.0	91.8	89.6
平成 1	98.0	95.6	96.6	95.5	96.0	93.7
2	102.3	99.4	100.5	99.2	99.5	97.3
3	104.9	102.0	103.0	101.8	102.1	100.2
4	105.3	102.9	103.9	102.8	103.3	101.7
5	104.7	102.8	103.6	102.7	103.4	102.0
6	105.4	102.9	103.7	102.5	103.6	103.6
7	104.3	102.7	103.3	102.4	103.8	103.9
8	103.8	102.3	102.9	102.0	103.7	103.7
9	104.2	102.9	103.4	102.7	104.6	104.5
10	102.1	101.0	101.3	100.9	102.9	102.8
11	100.8	99.9	100.2	99.8	101.9	101.4
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	97.6	97.7	97.6	97.6	97.6	98.1
14	96.2	96.1	96.2	95.8	96.0	97.0
15	96.0	96.0	96.2	95.6	96.2	97.7
16	96.4	96.3	96.5	95.7	96.3	98.4
17	96.6	96.9	97.1	95.9	97.1	99.4
(暫)18	98.0	97.6	97.9	96.7	98.0	101.1
(暫)19	99.4	99.0	99.3	98.0	99.3	102.9

〈備考〉

1. 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室資料による。
2. 平成18年及び19年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合は、「旧建設省所管土木Ⅰ」である。

II. 再評価について

1. 概要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年3月27日に建設省所管事業全般に係る再評価の実施方針である「建設省所管公共事業の再評価実施要領」が策定され、さらに国土交通省が誕生したことに伴い、新たに「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が策定された（平成21年12月24日改定）。

平成22年度予算においても、昨年度と同様、要領等に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施し、その結果を予算の配分に反映している。

- ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ②事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間（概ね5年）が経過している事業
- ⑤社会経済情勢の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価の必要があると判断した事業又は河川整備計画の策定・変更の手続きで再評価を実施した事業

2. 評価手法

再評価の実施にあたっては、以下の視点から、各事業ごとに個別事業の特性等に応じて適切に評価項目を選定し、再評価を実施している。

- ①事業の必要性等に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 2) 事業の投資効果
 - 3) 事業の進捗状況
- ②事業の進捗の見込みの視点
- ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

○各事業毎の再評価の際の指標、対応方針を決定する際の判断基準等は、以下のとおり。

	河川事業	ダム事業
評価項目	<p>(1) 事業の必要性等</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>1) 災害発生時の影響</p> <p>2) 過去の災害実績</p> <p>3) 災害発生危険度</p> <p>4) 地域開発の状況</p> <p>5) 地域の協力体制</p> <p>6) 関連事業との整合 等</p> <p>なお、河川の環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、</p> <p>7) 河川環境等を取りまく状況</p> <p>8) 河川等の利用状況 等</p> <p>②事業の投資効果</p> <p>1) 費用対効果分析</p> <p>③事業の進捗状況</p> <p>1) 事業採択年</p> <p>2) 用地着手年、工事着手年</p> <p>3) 事業進捗状況 等</p> <p>(2) 事業の進捗の見込み</p> <p>①今後の事業スケジュール 等</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性</p> <p>①代替案の可能性の検討</p> <p>②コスト縮減の方策 等</p>	<p>(1) 事業の必要性等</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>1) 災害発生時の影響</p> <p>2) 過去の災害実績</p> <p>3) 災害発生危険度</p> <p>4) 地域開発の状況</p> <p>5) 地域の協力体制</p> <p>6) 関連事業との整合 等</p> <p>なお、ダムの環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、</p> <p>7) ダム環境等を取りまく状況</p> <p>8) ダム湖等の利用状況 等</p> <p>②事業の投資効果</p> <p>1) 費用対効果分析</p> <p>③事業の進捗状況</p> <p>1) 事業採択年</p> <p>2) 用地着手年、工事着手年</p> <p>3) 事業進捗状況 等</p> <p>(2) 事業の進捗の見込み</p> <p>①今後の事業スケジュール 等</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性</p> <p>①代替案の可能性の検討</p> <p>②コスト縮減の方策 等</p>

	砂防事業等	海岸事業
評価項目	<p>(1) 事業の必要性</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>1) 災害発生時の影響</p> <p>2) 過去の災害実績</p> <p>3) 災害発生の危険度</p> <p>4) 地域開発の状況</p> <p>5) 地域の協力体制</p> <p>6) 関連事業との整合 等</p> <p>なお、環境整備に係る事業にあつては、上記4)～6)に加え、</p> <p>7) 溪流の利用状況</p> <p>8) 溪流及び周辺の状況 等</p> <p>②事業の投資効果</p> <p>1) 費用対効果分析 (B/C > 1)</p> <p>③事業の進捗状況</p> <p>1) 事業採択年</p> <p>2) 用地着手年、工事着手年</p> <p>3) 事業進捗状況 等</p> <p>(2) 事業の進捗の見込み</p> <p>1) 今後の事業スケジュール 等</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性</p> <p>1) 代替案の可能性の検討</p> <p>2) コスト縮減の方策 等</p>	<p>(1) 事業の必要性</p> <p>①事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>1) 高潮対策、侵食対策</p> <p>ア. 災害発生時の影響</p> <p>イ. 過去の災害実績</p> <p>ウ. 災害発生の危険度</p> <p>エ. 地域開発の状況</p> <p>オ. 地域の協力体制</p> <p>カ. 関連事業との整合 等</p> <p>2) 環境整備</p> <p>上記1)のアからカに加え、</p> <p>キ. 浜辺の利用の状況 等</p> <p>3) 海域浄化</p> <p>上記1)のエからカに加え、</p> <p>ク. 海域の水質環境 等</p> <p>②事業の投資効果</p> <p>ア. 費用対効果分析 (B/C > 1)</p> <p>③事業の進捗状況</p> <p>ア. 事業採択年</p> <p>イ. 工事着手年</p> <p>ウ. 事業進捗状況 等</p> <p>(2) 事業の進捗見込み</p> <p>ア. 完成予定年</p> <p>イ. 今後のスケジュール 等</p> <p>(3) コスト縮減や代替案立案</p> <p>ア. 代替案の可能性の検討</p> <p>イ. コスト縮減の方策</p>

3. 評価結果

平成22年度予算に向けた再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果			
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中
河川事業	直轄事業					4	4	4		
	補助事業等									
ダム事業	直轄事業等									
	補助事業	1				12	13	11		2
砂防事業等	直轄事業									
	補助事業									
海岸事業	直轄事業									
	補助事業									
合 計		1				12	4	17	15	2

○既に評価結果を公表している事業(平成21年8月及び平成22年2月に評価結果を公表済)

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果			
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中
河川事業	直轄事業	1	2		9	47	59	59		
	補助事業等									
ダム事業	直轄事業等				3	5	8	7	1	
	補助事業									
砂防事業等	直轄事業				9	5	14	14		
	補助事業									
海岸事業	直轄事業		1		1		2	2		
	補助事業									
合 計		1	3	0	22	57	83	82	0	1

(注1)直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2)再評価対象基準

5年未着工:事業採択後一定期間(5年間)が経過した時点で未着工の事業

10年継続中:事業採択後長期間(10年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年:準備・計画段階で一定期間(5年間)が経過している事業

再々評価:再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経過している事業

その他:社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

(注3)ダム事業(補助事業)については8月の公表した内容等に変更が生じているものもある

再評価結果一覧

【公共事業関係】

【河川事業】 (直轄事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)					B/C
富士川総合水系環境整備事業 関東地方整備局	その他	45	74	34	2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、富士川の自然と親しみたいという要望の高まりから、利用促進を図れる新たな場所の整備及び水辺のアクセスの改善が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川は、沿川地域における貴重なオープンスペースであり、誰もが安心して水辺や豊かな自然とふれあうための水辺アクセスの改善、環境学習等に活用できるふれあいの場の創出及び散策やまづりに資する拠点整備の必要性はますます高まってきた。 ・今後の事業の見通しについては、地元住民等からも河川整備の促進の要望を受けていることから、特に大きな支障はない。今後も事業実施にあたっては、関係自治体と連携を十分に行い実施する。 ・耐久性に高い素材の活用、新技術の導入、維持管理しやすい構造を採用する等、補修を含めた総コストの削減を図る。 	継続	関東地方整備局河川部河川環境課 (課長 高橋 克和)
利根川総合水系環境整備事業(利根川下流環境整備) 関東地方整備局	その他	6.7	11	7.1	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵と舗装が整備された水辺広場は、水辺で集える空間として期待される。また、護岸整備により河岸防護を図るとともに、災害時における船着場としても利用が可能となった。さらには水面利用、自然観察等ができる湿地により、水辺とのふれあいが促進される。 ・舟運ネットワークの拠点として小野川と連携した地域活性化に貢献するとともに、利根川とのふれあいの場、自然観察等の場としての拠点性の向上が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業箇所佐原地区は、利根川との深い関わりの中で「水郷佐原」の歴史と伝統を形成してきた区域であり、地域資源を活用した都市再生を図るため、「佐原広域交流拠点」が整備される。当拠点における環境整備事業では、多くの方が安心して水辺や豊かな自然とふれあえる場が創出され、その必要性はますます高まってきた。 ・H22年度からの本格運用にあたり、償還及び維持管理を行うこととなっており、今後の事業進捗の見通しについて特に大きな支障はない。今後も共同事業者や地元自治体と連携しながら進めていくことが重要である。 ・今後の維持管理においては、耐久性の高い素材の活用や新技術を採用し、総コストの削減を図る。 	継続	関東地方整備局河川部河川環境課 (課長 高橋 克和)
利根川総合水系環境整備事業(鬼怒川環境整備) 関東地方整備局	その他	27	126	29	4.4	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類の遡上降下の支障となっている段差等を解消し、緩やかな魚道に改良したことにより、魚が遡上しやすくなった。 ・外来植物が繁茂した冠水頻度の低い土砂を取り除き、昔からの瀬河原を再生させることにより、瀬河固有生物が生き生きと生育する鬼怒川らしい姿を取り戻すことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の鬼怒川の自然環境を再生・保全することは、後世へ鬼怒川独自の自然環境を引き継ぐ上で重要な事業といえる。また、アンケート回答者の意見からも、鬼怒川の自然環境の再生を望む多くの意見があった。 ・今後の事業進捗の見通しについては、地元住民等から魚類の遡上環境改善や瀬河原再生について要望を受けていることから、特に大きな支障はない。今後も事業実施にあたっては、関係自治体等との調整を十分に行い実施する。 ・効率的・計画的な事業の実施、河床の侵食・堆積傾向を把握した適切な河川の維持管理を實踐し、総コストの削減を図る。 	継続	関東地方整備局河川部河川環境課 (課長 高橋 克和)
吉野川総合水系環境整備事業(芝生地区) 四国地方整備局	その他	3.1	11	5.9	1.9	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生地区の高水敷整正を行うことで、治水機能を高めることができる。また、管理道を整備することにより適切な管理が可能となる。 ・地元自治体においては、当地区を水辺の拠点とし水辺利用等で沿川の施設と結び周辺コースを設定することにより、堤内側での三好市による宿泊施設整備等と相まって、滞在型の観光が可能となることが期待される。 ・下流側の西村中島地区と一体活用することで、地元自治体において全国規模のスポーツ大会等も開催可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三好市等徳島県西部地域の4自治体は、H20年度に「にし阿波観光圏整備計画」を策定し、「にし阿波観光圏」に認定され、観光誘致等に努めている。 ・そこで、芝生地区で国が行う河川敷の整正、三好市が行う広場の整備を行うことにより、地域内の交流拡大に資することはもとより、全国に向けた広域交流拠点を形成し、観光誘致等による地域の活性化に寄与することができる。 ・また、当地区は、H21年度に堤防締切予定であり、堤内は「企業立地促進法」の規定に基づく「重点促進区域」に位置づけられ、三好市が企業誘致活動を行うなど背後地利用の高度化に努めており、水辺利用者の増加が見込まれる。 ・今後の実施の目的、進捗の見通しについては、特に大きな支障はない。また、地元から河川敷整備促進の要望を受けており、事業実施にあたっては、地元と十分に協力・連携する。 ・景観および環境に配慮し、現在の地形を活かした最低限の整備とする。また、建設発生土の有効活用、伐採木の地域住民への無償提供などコスト削減に努める。 	継続	四国地方整備局河川部河川計画課 (課長 石原雅規)

【ダム事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨物換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			【内訳】 被害防止便益：247億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：268億円	費用：C (億円)	B/C				
*厚根ダム建設事業 北海道	再々評価	360	515	280	1.8	・昭和50年8月の洪水では、浸水戸数228戸、浸水農地1,793ha等の甚大な被害が発生し、その後昭和56年、平成4年、12年、13年と浸水被害が頻発している。	・埋蔵文化財調査の範囲増による調査期間の増などにより完成予定工期及び事業費の変更が生じるもの、今後も事業実施にあたっては関係機関と調整を行いながら実施していく。 ・水道取水量の減量が予定されているが、ダム規模に変更が生じるほどの規模のものではなく、水道用水及びかんがい用水の必要性並びに治水対策の必要性に変化はなく、地元からダムの早期完成を望む声も強い。 ・台形CSGダムの採用などコスト縮減を図っており、今後もさらなる建設コスト縮減に努める。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
徳富ダム建設事業 北海道	再々評価	532	408	276	1.5	・昭和56年8月の洪水では、流域内で浸水戸数14戸、浸水農地81ha等の甚大な被害が発生し、その後昭和63年にも浸水被害が発生している。	・ダム上流部の地質調査結果より追加的な貯水池内対策の必要性が生じたことから、事業の完了を1年延期し、平成23年度完成の見込みである。 ・新技術の採用や建設発生土の有効利用、弱層部等の処理工法の変更等により、コスト縮減を図っている。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
*津付ダム建設事業 岩手県	再々評価	141	186	133	1.4	・近年では、平成10、11、14、19年と浸水被害が頻発している。 ・浸水が想定される区域内には陸前高田市役所、県立高田病院、JR陸前高田駅等多くの公共施設が含まれており、治水対策の重要性が高い。	・事業の進捗については、平成21年度末までに事業費ペースで約30%である。 ・国有林所管換手続に時間を要したため完成予定工期の変更が生じる。 ・建設発生土受入地の見直しによりコスト縮減を図っており、引き続き、コスト縮減に努める。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
奥胎内ダム建設事業 新潟県	再々評価	330	476	397	1.2	・胎内川流域では、昭和42年の豪雨(羽越水害)では、甚大な被害が発生したことや、近年では平成17年6月豪雨で被害が発生している。 ・胎内川は胎内市の耕地等に対する水源として広く利用されているが、平成6年等、夏期において深刻な水不足に見舞われている。	・平成16年7月新潟・福島豪雨、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震など近年の大規模災害対応などにより財政面から事業進捗が遅れている。 ・本事業の本体工事本格化に伴い、新潟県企業局は平成21年度から胎内第四発電所建設工事に着手している。 ・平成21年度に基礎掘削の約9割が完了するなど、今後は着実に事業が進捗する見込み。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
*常浪川ダム建設事業 新潟県	再々評価	364	368	325	1.1	・常浪川流域では、昭和31年7月、昭和44年8月の豪雨や、近年では平成16年7月新潟・福島豪雨により浸水被害が発生している。	・平成16年7月新潟・福島豪雨、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震など近年の大規模災害対応や本体着工済みダムの優先実施により、財政面から事業進捗が遅れている。 ・建設により水没する集落の移転や、付帯県道工事が完了している。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
町野川総合開発事業(北河内ダム) 石川県	再々評価	178	168	133	1.3	・町野川流域では、昭和33年に浸水戸数482戸、浸水面積48haの大きな被害を受けている。その後、昭和60年、平成10、17年に浸水被害を受けている。 ・利水面では、昭和57、60年、平成6、12年など、農地の干ばつ、給水制限等の被害を受けている。	・平成21年度には試験湛水を開始しており、平成22年度の完成が見込まれる。 ・造成アバット工法を採用し、地山掘削量及び堤体コンクリート量を縮減することによりコスト縮減を図った。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
犀川辰巳治水ダム建設事業 石川県	再々評価	240	735	200	3.7	・犀川では、昭和36年、平成8、10年に浸水被害があり、平成10年には浸水戸数312戸、浸水面積60ha等の大きな被害を受けている。	・平成19年度に本体工事に着手しており、計画に基づいた進捗が見込まれている。 ・開渠方式の仮排水路を採用することにより、トンネル方式に比べコスト縮減を行い、事業の効率化を図った。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
*大河内川ダム建設事業 山口県	再々評価	165	203	137	1.4	・近年においても、平成3、11、21年に浸水被害が発生している。	・本河川は長門市の耕地などの水源として広く利用されているが、洪水時にはしばしば水不足にみまわれていることから、既得用水や水道用水の安定化・河川環境の保全等正常流量の確保が必要。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
*晒川生活貯水池事業 新潟県	再々評価	86	163	82	2.0	・晒川流域では、昭和53年6月豪雨により浸水被害が発生しており、地元住民は抜本的な治水対策を望んでいる。	・平成16年7月新潟・福島豪雨、平成16年新潟県中越地震、平成19年新潟県中越沖地震など近年の大規模災害対応や本体着工済みダムの優先実施により、財政面から事業進捗が遅れている。 ・十日町市の流雪溝整備状況を視野に入れ、できる限り整備に遅れが生じないように進捗を図る必要がある。	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B/C				
松川生活貯水池再 開発事業 長野県	再々評価	162	382	205	1.9	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和36年には飯田市等で6,417戸の浸水被害が発生しているなど、過去48年間に2回の浸水被害が発生している。 ・昭和58年には台風10号により年間堆砂量が約48万³になるなど、ダム管理開始以降、過去36年間に3回の異常堆砂が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備放流を年間6~7回実施しており、治水の重要性が高いことから、治水機能の回復のための堆砂土の掘削は、緊急性が高い。 	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 湊川総合開発事業 五名ダム再開発 香川県	5年未着工	230	209	149	1.4	<ul style="list-style-type: none"> ・湊川の流域では、昭和49、51、55、62年、平成16年と過去に度々浸水被害を繰り返しており、特に平成16年の台風23号では、浸水面積161.8ha、床上浸水116戸、床上浸水44戸、全半壊4戸という甚大な被害に見舞われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水時に東かがわ市の給水制限、農作物被害や川の瀬切れなどが発生しており、正常流量の確保が必要である。 	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

※上記以外に、評価手続き中のダムには、「再々評価」に該当するものとして、*倉瀬ダム建設事業（群馬県）、横尾川ダム建設事業（大阪府）がある。

※厚幌ダム建設事業については平成21年6月に評価結果を公表済み

*：厚幌ダム建設事業、津付ダム建設事業、常浪川ダム建設事業、大河内川ダム建設事業、晒川生活貯水池事業、湊川総合開発事業 五名ダム再開発、倉瀬ダム建設事業は、検証の対象とするもの（平成21年12月25日記者発表）に区分されており、上記の結果の如何によらず「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が本年夏頃に中間とりまとめとして示す新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うよう協力をお願いしているところ。

Ⅲ. 事後評価について

1. 概要

事後評価については、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規採択時評価、再評価に続き、平成11年8月13日に建設省所管事業全般に係る事後評価の実施方針である「建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）」が策定され、同年より事後評価を試行的に導入していた。平成15年3月31日には「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」（平成21年6月1日改定）が策定され、平成15年度より事後評価を本格的に実施することとされた。事後評価の結果から必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することとしている。

ダム等事業（直轄・水資源機構）については、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の試行について」（平成8年2月7日河川局長通達）により、平成8年から管理段階のダム等についてフォローアップ調査を実施するとともに、学識経験を有する者からなる委員会を設置し、公開で調査結果の分析等を実施しており、これを事後評価と位置づけている。

事後評価の実施にあたっては、

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 事業実施による環境の変化
- ④ 社会経済情勢の変化
- ⑤ 今後の事後評価の必要性
- ⑥ 改善措置の必要性
- ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

といった視点から、事後評価の実施主体が事業の特性に応じた評価項目、内容を設定し、事後評価を実施している。

2. 評価結果

平成21年度に実施した完了後の事後評価について

【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業	19			19			19	
ダム事業	直轄事業等	11			11	2		9	
砂防事業等	直轄事業	1			1			1	
	補助事業	3		1	4			4	
海岸事業	補助事業	1			1			1	
合 計		f	0	1	36	2	0	34	0

(注1) 事後評価対象基準

5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
 再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業
 その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

(注2) 事後評価結果

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合
 改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合
 対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

(注3) 直轄事業等には、独立行政法人等施工事業を含む。

完了後の事後評価結果一覧

【公共事業関係費】

【河川事業】 (直轄事業)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
荒川上流直轄河川 改修事業(荒川第一 調節池) (S45~H16) 関東地方整備局	5年以内	606	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 606億円、工期 昭和45年度～平成16年度 B/C 10.8 (B: 15,319億円、C: 1,418億円) (事業の効果の発現状況) 平成11年8月の熱帯低気圧による出水時に、建設中の荒川第一調節池に洪水が流入し洪水調節を実施。また、平成19年9月台風9号による出水時に、約30,000m³の洪水調節を実施。 (事業実施による環境の変化) 調節池内に存在する「田島ヶ原サクラ草自生地」の湛水状況に悪影響を与えないよう水門の操作ルール等に配慮するなどの環境保全対策を実施。現在、生育株は事業着手時の約2倍に増加。 (社会経済情勢の変化) 事業着手時点から流域内人口は約20%増加し資産も増加しており、洪水調節施設としての荒川第一調節池の重要性はますます高くなっている。 (今後の事後評価の必要性) (改善措置の必要性) 平成11年8月、平成19年9月出水等による事業効果の発現状況から、所定の事業効果が確認されていること、及び施設完成後の運用管理において今後改善すべき事項はないことから、今後の事後評価及び改善措置の必要はないものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業の評価結果、同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はないものと思われる。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川計画課 (課長 室永武司)
江の川上流水防災 対策特定河川事業 (柳原地区) (H14~H16) 中国地方整備局	5年以内	6.4	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 6.4億円、工期 平成14年度～平成16年度 B/C 1.0 (B: 7.5億円、C: 7.4億円) (事業の効果の発現状況) 事業の実施により、戦後最大である昭和47年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害は発生しない。 (事業実施による環境の変化) 事業実施による河川環境への影響はほとんどみられない。 (社会情勢等の変化) 自治体、事業実施地区ともに人口・世帯数は減少しているが、宅地嵩上げによる手法を用いることで、これまでと同等以上の生活基盤が維持されている。 事業の実施により、洪水に対する不安感が解消できているとともに、居住環境の改善が見られ、精神面・環境面の向上が見られる。 防災業務・防災活動を軽減しており、河川改修事業は防災活動に対して有効と感じられている。 (今後の事後評価の必要性) 既往最大洪水である昭和47年7月洪水が発生しても家屋の浸水被害を防ぐことができ、地域住民の安全で快適な生活環境が確保されていることから、改めて事後評価を実施する必要はない。 (改善措置の必要性) 想定した事業の効果が確認されていることから、水防災対策特定河川事業について、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 中山間地域の治水事業等を今後どのようにすべきか検討が必要である。</p>	対応なし	中国地方整備局 河川部河川計画課 (課長 中須賀淳)
江の川上流直轄河川 改修事業(伊賀 和志地区) (S54~H16) 中国地方整備局	5年以内	28	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 28億円、工期 昭和54年度～平成16年度 B/C 1.1 (B: 41億円、C: 39億円) (事業の効果の発現状況) 事業の実施により、戦後最大である昭和47年7月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、家屋の浸水被害は発生しない。 (事業実施による環境の変化) 事業実施による河川環境への影響はほとんどみられない。 (社会情勢等の変化) 自治体の人口・世帯数は減少しているが、事業実施地区はほぼ横ばいであり、築堤整備によりこれまでと同等以上の生活基盤が維持されている。 事業の実施により、洪水に対する不安感が解消でき、改修の効果が見られる。 防災業務・防災活動を軽減しており、河川改修事業は防災活動に対して有効と感じられている。 (今後の事後評価の必要性) 既往最大洪水である昭和47年7月洪水が発生しても家屋の浸水被害を防ぐことができ、地域住民の安全で快適な生活環境が確保されていることから、改めて事後評価を実施する必要はない。 (改善措置の必要性) 想定した事業の効果が確認されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 特に必要はない。</p>	対応なし	中国地方整備局 河川部河川計画課 (課長 中須賀淳)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
球磨川水防災対策 特定河川事業(天 月川地区) (H13~H16) 九州地方整備局	5年以内	8.5	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 8.5億円、工期 平成13年度~平成16年度 B/C 2.1 (B: 26億円、C: 12億円) (事業の効果の発現状況) 過去に浸水被害をもたらした洪水と同規模の洪水が事業完了以降(平成17、18、20年)に発生したが、当該地区の浸水被害はなく、一定の被害軽減効果が確認されている。 (事業実施による環境の変化) 事業実施による河川環境への影響はほとんどみられない。 (社会経済情勢の変化) 事業完了後も従前と同様の地域コミュニティが形成されており、洪水時の避難、水防団の負担軽減などの生活環境の改善が図られている。 (今後の事後評価の必要性) 一定の浸水被害軽減効果が確認されているため、今回評価をもって事業評価を完了する。 (改善措置の必要性) 現時点における改善措置の必要性は見受けられないことから、今後も継続して事業効果を発現できるよう、引き続き適切な維持管理等に努める。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 地域との円滑な合意形成、更なるコスト縮減方策等について、引き続き留意しながら進めていく必要がある。 事業評価手法の見直しについては、今回の事業評価の結果、事業完了後における事業効果の継続性を確認できることから、同種事業については同じ手法を用いて評価を行う。</p>	対応なし	九州地方整備局 河川部河川計画課 (課長 石川博基)
肝属川床上浸水対策 特別緊急事業 (H13~H16) 九州地方整備局	5年以内	17	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 17億円、工期 平成13年度~平成16年度 B/C 1.4 (B: 35億円、C: 25億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了以降、過去に被害をもたらした洪水を上回る洪水(平成17年)が発生したが、波見水門の整備により、大幅に被害が軽減された。 (事業実施による環境の変化) 事業実施前後において、ほぼ同様の植生が確認されており、影響は生じていないと考えられる。また、水門形状や色彩については、地域住民へのヒアリングにおいて違和感を感じる意見はでない。 (社会経済情勢の変化) 社会情勢は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) 事業が完了した平成16年度以降の平成17年9月に、過去に多大な浸水被害をもたらした平成9年9月洪水を上回るような洪水が発生したが、当事業により大幅な浸水被害を軽減できたことが確認されている。 それらを踏まえ、事業着手時に想定していた事業効果を確認できることから今回評価をもって事後評価を完了する。 (改善措置の必要性) 現時点における改善措置の必要性は見受けられないことから、今後も継続して事業効果を発現できるよう、引き続き自治体と一体となって適切な維持管理に努めていく。 ソフト対策としても、迅速で適切な防災情報の伝達や発信、日ごろからの防災意識の啓発や知識の普及について地域の期待に応えるべく、『肝属川「川標」プロジェクト』として「まるごとまちごとハザードマップ」や「川の警告灯」の整備等の取り組みに流域自治体と協力して努めており、今後も継続して行きたいと考えている。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業への実施にあたっては、当該事業の実施を踏まえ、事前事後の環境調査を充分に実施するとともに、コスト縮減や新技術の導入に努める。 今回の事後評価の結果、事業完了後における事業効果について確認できることから、同種事業についても同じ手法を用いて評価を行う。</p>	対応なし	九州地方整備局 河川部河川計画課 (課長 石川博基)
魚野川消流雪用水 導入事業(堀之内 地区) (H13~H17) 北陸地方整備局	5年以内	14	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 14億円、工期 平成13年度~平成17年度 B/C 1.4 (B: 26億円、C: 18億円) (事業の効果の発現) 事業対象区域を対象にアンケート調査を実施し、除雪時間の軽減等、本事業導入による効果発現の回答を多数得た。また本事業導入前に発生していた与越川、旧与越川での家屋浸水被害についても水量が確保されたため完成後は被害が発生していない。 (事業実施による環境の変化) 歩行者の通路や自動車が走れる道幅が確保され、生活環境が改善されている。 導水管は推進工法による暗渠構造とし、地表改変を必要としない整備を実施。 (社会経済情勢の変化) 当該地域は、既に市街化が進んでいるものの、近年は高齢化や人口の減少が進んでいることから、除雪作業の軽減に貢献している本事業の意義は大きいものとなっている。 (今後の事後評価の必要性) 消雪施設についての住民の方へのアンケートでは、流雪溝の疎通能力の向上が図られ、除排雪労力の軽減が図られたなどの意見があり、一定の成果が得られた。よって今後の事業評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 地域住民の声を聴きながら、必要があれば改善措置を図っていく。 (同種事業の計画・調査のあり方や、事後評価手法の見直しの必要性) 今後も気象条件にもよるが、豪雪等により本施設を稼働させた際には、基礎的な数字等のデータを蓄積していく。今後同種事業の計画においては、本事業において蓄積されたデータを活用していく。</p>	対応なし	北陸地方整備局 河川部河川計画課 (課長 山本悟司)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
天塩川上流直轄河川環境整備事業 (中川地区) (H7～H16) 北海道開発局	5年以内	12	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 12億円 工期 平成7年度～平成16年度 B/C 1.1 (B:18億円、C:17億円) (事業効果の発現状況) 高水敷整正等の実施に合わせ、中川町によりパークゴルフ場やカヌーポートなどが整備され、住民をはじめ活発に利用されている。当事業箇所の間利用者数の合計はパークゴルフ場、カヌー、イベント等の利用者を含め1.2万人となっている。 (事業実施による環境の変化) 自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。 (社会経済情勢の変化) 中川町の人口は、徐々に減少し、平成20年には2,000人を下回っており、高齢化率が約35%となるなど過疎化と高齢化が進んでいる。一方、町によりN-TOWNパークゴルフ場やカヌーポート、イベント広場などが整備されたことにより、観光入り込み客は近年増加傾向で推移している。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 関係自治体において施設等の維持管理が適正に行われており、多くの住民が利用していることから、改善措置等の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。</p>	対応なし	北海道開発局建設部河川計画課 (課長 鎌田照章)
十勝川直轄河川環境整備事業(十勝大橋左岸地区) (H7～H16) 北海道開発局	5年以内	10	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 10億円 工期 平成7年度～平成16年度 B/C 1.2 (B:19億円、C:16億円) (事業効果の発現状況) 高水敷整正等の実施に合わせ、音更町によりパークゴルフ場等の施設が整備され、年間利用者数は約8万人となっている。また、施設利用以外にも「十勝川イカダ下り」、花火大会等のイベントが開催されており地元住民だけでなく、全道各地から多くの利用者が訪れている。その他にも、地域の健康づくり、多様な余暇活動の場として利用されており、人々の憩いの場として親しまれている。 (事業実施による環境の変化) 自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。 (社会経済情勢の変化) 近年、人口は増加しているが、少子高齢化の影響で高齢化率は増加傾向にある。また、観光入り込み客数は概ね横ばいの傾向にあり、都市公園の面積については増加傾向にある。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 関係自治体において施設等の維持管理が適正に行われており、多くの住民が利用していることから、改善措置等の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。</p>	対応なし	北海道開発局建設部河川計画課 (課長 鎌田照章)
常呂川直轄河川環境整備事業(北見地区) (S5～H16) 北海道開発局	5年以内	26	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 26億円 工期 昭和51年度～平成16年度 B/C 1.2 (B:92億円、C:79億円) (事業効果の発現状況) 高水敷整正等の実施にあわせ、北見市の公園計画等と連携を図り、野球場、サッカー・ラグビー場、パークゴルフ場、公園等が整備され、市民をはじめ管内外からの広域的な利用が行われ、年間約28万人に利用されている。また、日常的な活動の場としても、地域の活動や交流、健康増進などに広く貢献している。 (事業実施による環境の変化) 自然環境の変化に関する問題および指摘等はない。 (社会経済情勢の変化) 北見市は、オホーツク圏の物資集積の地として発展し、人口約13万人のオホーツク圏最大の中核都市である。平成18年3月には、端野町、常呂町、留辺蘂町と合併を行い、新・北見市となった。合併に伴い、人口は増加しており、観光入り込み客数も約140万人となっている。また、都市公園の面積は年々増加傾向にある。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が発現しており、投資効果も確保されていることから、今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 関係自治体において施設等の維持管理が適正に行われており、多くの住民が利用していることから、改善措置等の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。</p>	対応なし	北海道開発局建設部河川計画課 (課長 鎌田照章)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
利根川総合水系環境整備事業(神流川小浜地区・浄法寺地区) (H7~H19) 関東地方整備局	5年以内	5.8	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 5.8億円、工期 平成7年度~平成19年度 B/C 2.6 (B: 25億円、C: 9.7億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・親水護岸により水辺に近づきやすくなり、散策路や連絡橋により河川を眺めながら散策等を楽しめる環境が創出された。また、階段護岸の整備により、近接するグラウンドで行われるスポーツを観戦したり、休憩できる環境が創出された。 ・これらにより、近接するグラウンド・公園等と連携して水辺利用の利便性・快適性が向上し、利用されるようになった。 (事業実施による環境の変化) ・巨石で護岸を整備し現地の風景との調和に配慮するなど、事業実施の際に現地の自然環境に配慮した結果、事業実施後において環境の悪化等はないものと考えらる。 (社会経済情勢の変化) ・新たに整備された施設の利用とともに、グラウンド等利用者による水辺の清掃活動が行われるようになり、地域の活動が活性化した。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果の発現が十分確認されていることから、今後の事後評価の必要はないものと考えられる。また、事業完了後において、利用者からの改善要望もないことから、改善措置の必要も無いものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点での当該事業の事業評価手法は妥当と考え、見直しの必要は無いものと思われる。なお、便益を算出する手法については、評価の実績、評価技術の向上を踏まえつつ、今後更なる改善を図って参りたいと考える。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川環境課 (課長 高橋克和)
利根川直轄河川環境整備事業(利根川下流銚子市野尻地区) (H12~H16) 関東地方整備局	5年以内	2.8	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 2.8億円、工期 平成12年度~平成16年度 B/C 1.4 (B: 5.5億円、C: 4.0億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・ヨシ原や干潟等の自然地の保全・再生、ワンドの整備により、多様な動植物が生息生育する豊かな自然環境が創出された。 (事業実施による環境の変化) ・ヨシ原や干潟等の自然地の保全・再生、ワンドの整備により、多様な動植物が生息生育する豊かな自然環境となった。また、水際のヨシ原の拡大、魚類が20種以上、ワンド内のヤマトシジミやヤギ・チドリ等の鳥類が確認される等、河川環境の回復に寄与した。 (社会経済情勢の変化) ・水生生物調査等、小中学校の環境学習のフィールドとして利用も行われるようになった。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果の発現が十分確認されていることから、今後の事後評価の必要はないものと考えられる。また、事業完了後において、沿川住民からの改善要望もないことから、改善措置の必要も無いものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点での当該事業の事業評価手法は妥当と考え、見直しの必要は無いものと思われる。なお、便益を算出する手法については、評価の実績、評価技術の向上を踏まえつつ、今後更なる改善を図って参りたいと考える。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川環境課 (課長 高橋克和)
利根川直轄河川環境整備事業(利根川下流我孫子市中峠地区) (H12~H16) 関東地方整備局	5年以内	12	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 12億円、工期 平成12年度~平成16年度 B/C 1.6 (B: 28億円、C: 17億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・ピオトープの整備により自然環境にふれあう場が創出されるとともに、安全に水辺空間の利用や健康利用できる場が確保され、地域の多様な利用等、多くの人々に利用されるようになった。 (事業実施による環境の変化) ・ピオトープの整備で動植物の良好な生息生育環境が確保され、親水護岸の整備で地域の多様なイベント利用が行われるとともに、園路の整備で安全な移動と健康増進利用が確保され、緩傾斜堤防整備で多様な利用が行われる空間となった。 (社会経済情勢の変化) ・我孫子市の公園整備と連携して、地域住民の憩いの場やイベント、自然観察会等地域の活動が活性化した。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果の発現が十分確認されていることから、今後の事後評価の必要はないものと考えられる。また、事業完了後において、利用者からの改善要望もないことから、改善措置の必要も無いものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点での当該事業の事業評価手法は妥当と考え、見直しの必要は無いものと思われる。なお、便益を算出する手法については、評価の実績、評価技術の向上を踏まえつつ、今後更なる改善を図って参りたいと考える。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川環境課 (課長 高橋克和)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
那珂川直轄河川環境整備事業(那珂川大洗地区)(H13~H16) 関東地方整備局	5年以内	3.8	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 3.8億円、工期 平成13年度~平成16年度 B/C 2.5 (B: 13億円、C: 5.3億円) (事業の効果の発現状況) ・事業実施箇所は、評価対象地域において、周辺住民のいこいの場、川の環境学習の場及び親水活動の場となり、利用者が増加している。また、周辺観光施設との周遊効果も確認されている。 ・整備により、利用に対する安全対策もなされている。 ・年3回の地域住民ボランティアによる清掃活動は年々参加者が増加しており、植樹された桜の剪定を申し出る住民もいることから、整備された施設が利用されるとともに、地域活性化に役立っているものと考えられる。 (事業実施による環境の変化) ・事業の実施に際して、現地の自然環境や風景との調和に配慮した結果、事業実施後において環境の悪化等はないものと考えられる。 (社会経済情勢の変化) ・事業実施箇所の位置する茨城県は観光の振興を進めており、特に、大洗・那珂湊海岸周辺地域は、周辺観光施設のリニューアルや新規オープンに伴い、観光客が大幅に増加している。 ・平成20年度の北関東自動車道の開通による、栃木県方面からのアクセス向上も観光客増加の要因と考えられる。今後の開通区間延伸により、群馬県方面からのさらなる観光客の増加が見込まれるものと考えられる。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果の発現が十分確認されていることから、今後の事後評価の必要はないものと考えられる。また、事業完了後において、利用者からの改善要望もないことから、改善措置の必要も無いものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点での当該事業の事業評価手法は妥当と考え、見直しの必要は無いものと思われる。なお、便益を算出する手法については、評価の実績、評価技術の向上を踏まえつつ、今後更なる改善を図って参りたいと考える。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川環境課 (課長 高橋克和)
利根川総合水系環境整備事業(小貝川取手地区)(H11~H18) 関東地方整備局	5年以内	8.0	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 8.0億円、工期 平成11年度~平成18年度 B/C 3.1 (B: 32億円、C: 10億円) (事業の効果の発現状況) ・幅広い年齢層の住民が、小貝川の水辺環境を楽しむために来訪しており、水辺散策や健康増進等に役立つ水辺環境が創出された。 ・引き続き、適切な維持管理を行い、安全・安心な河川空間を提供していく。 (事業実施による環境の変化) ・本事業により、河川や周辺の景観向上や、事業により創出された水辺環境など、豊かな河川空間が創出された。 (社会経済情勢の変化) ・近隣地区は、つくばエクスプレスの開業等に伴い、近年、人口が増加しており、小貝川は近隣地区において貴重な水と緑のオープンスペースといえる。 ・アンケート回答者の意見からも、河川空間の利用推進を望む多くの意見があった。 (今後の事後評価及び改善措置の必要性) ・事業効果の発現が十分確認されていることから、今後の事後評価の必要性は無いものと考えられる。また、事業完了後において、利用者からの改善要望もないことから、改善措置の必要も無いものと思われる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点での当該事業の事業評価手法は妥当と考え、見直しの必要は無いものと思われる。なお、便益を算出する方法については、評価の実績、評価技術の向上を踏まえつつ、今後更なる改善を図って参りたいと考える。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川環境課 (課長 高橋克和)
遠賀川総合水系環境整備事業(熊添川)(H12~H19) 九州地方整備局	5年以内	16	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 16億円、工期 平成12年度~平成19年度 B/C 1.7 (B: 41億円、C: 24億円) (事業の効果の発現状況) 導水施設の稼働によって、BOD(75%値の平均)は、導水前の37.7mg/Lから導水後の6.4mg/Lに改善し、目標値の環境基準C類型を達成した。また、浄化施設の稼働によって、BOD(75%値の平均)は浄化前の6.4mg/Lから浄化後の0.6mg/Lに改善し目標値1mg/L以下を達成するとともに、浄化目標の除去率90%も上回った。 (事業実施による環境の変化) 熊添浄化施設近傍の鯉田地点(熊添川合流後より約3km下流)における平成3年度、平成7年度、平成13年度及び平成19年度河川水辺の国勢調査(魚類)の結果を見ると、確認した合計種数は、平成3年度~平成13年度までは増加したが、以後は横ばいであった。しかし、平成19年度には、これまで確認されなかった「タカハヤ」や「カウヨシノボリ」が新たに確認された。 (社会経済情勢の変化) 九州の一級河川の中で沿川の人口密度が高く、都市化が進んだ河川である遠賀川は、水質汚濁が問題となっており、平成14年に清流ルネッサンスⅡに選定され、翌年に水環境改善緊急行動計画が策定された。その行動計画では、遠賀川全体の水環境の改善を目指して、流域住民・関係行政機関・河川管理者の関係機関が一体となり、平成24年度を目標年度とし各機関が水環境の改善の取り組みを実施している。 (今後の事後評価の必要性) 下水道整備等の流域対策ともあいまって、本事業による水質改善の効果が確認されたことから、今後の事業評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) 導水施設及び河川浄化施設は所定の機能を発揮していることから、本事業において改善の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。</p>	対応なし	九州地方整備局 河川部河川環境課 (課長 島本卓三)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
遠賀川直轄河川環境整備事業(楠橋地区) (H13~H16) 九州地方整備局	5年以内	2.2	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 2.2億円、工期 平成13年度~平成16年度 B/C 1.6 (B: 5.3億円、C: 3.3億円) (事業の効果の発現状況) 適正な河川利用や、河川環境の保全等の意識を高めることを目的として、周辺の小中学校により、定期的に河川環境学習の場として利用されている。 (事業実施による環境の変化) 事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題及び指摘はない。 (社会経済情勢の変化) 本事業に係わる社会経済情勢の大きな変化は特にならない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現していることから、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業目的である治水上の安全性が向上したことに加え、適正な河川利用や河川環境の保全等を学習する場としての機能が発揮されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川環境課 (課長 島本卓三)
遠賀川総合水系環境整備事業(溝堀地区) (H12~H17) 九州地方整備局	5年以内	5.5	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 5.5億円、工期 平成12年度~平成17年度 B/C 2.6 (B: 21億円、C: 8.1億円) (事業の効果の発現状況) 適正な河川利用や河川環境の保全等の意識を高めることを目的として、周辺の小中学校により、定期的に河川環境学習の場として利用されている。 (事業実施による環境の変化) 事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題及び指摘はない。 (社会経済情勢の変化) 本事業に係わる社会経済情勢の大きな変化は特にならない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現していることから、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業目的である流下能力が向上したことに加え、河川管理上の機能が向上したこと、適正な河川利用や河川環境の保全等を学習する場としての機能が発揮されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川環境課 (課長 島本卓三)
番匠川直轄河川環境整備事業(番匠川中流) (H15~H16) 九州地方整備局	5年以内	0.73	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 0.73億円、工期 平成15年度~平成16年度 B/C 11.4 (B: 12億円、C: 1.1億円) (事業の効果の発現状況) 適正な河川利用や河川環境の保全等の意識を高めることを目的として、番匠川では多くの活動主体により自然体験学習などが実施されており、多くの住民や子ども達が参加している。 (事業実施による環境の変化) 事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題及び指摘はない。 (社会経済情勢の変化) 本事業に係わる社会経済情勢の大きな変化は特にならない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現していることから、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業目的である流下能力が向上したことに加え、河川管理上の機能が向上したこと、適正な河川利用や河川環境の保全等を学習する場としての機能が発揮されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川環境課 (課長 島本卓三)
川内川直轄河川環境整備事業(中津川地区) (H13~H16) 九州地方整備局	5年以内	3.6	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 3.6億円、工期 平成13年度~平成16年度 B/C 1.3 (B: 7.2億円、C: 5.6億円) (事業の効果の発現状況) 適正な河川利用や河川環境の保全等の意識を高めることを目的として、周辺の小中学校により、定期的に環境学習の場として利用されている。 (事業実施による環境の変化) 事業実施中及び事業完了後において、自然環境の変化に関する問題及び指摘はない。 (社会経済情勢の変化) 本事業に係わる社会経済情勢の大きな変化は特にならない。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現していることから、今後の事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業目的である治水上の安全性が向上したことに加え、適正な河川利用や河川環境の保全等を学習する場としての機能が発揮されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 見直しの必要性はない。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川環境課 (課長 島本卓三)

【ダム事業】
（直轄事業等）

事業名 （事業実施期間） 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 （担当課長名）
美利河ダム水環境 改善事業 （H9～H16） 北海道開発局	5年以内	20	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 20億円、工期 平成9年度～平成16年度 B/Cについては再事後評価を行う際に算定 （事業の効果の発現状況） 魚道の整備によって、カワツツメを除いてダム建設前の魚類相（調査で確認された魚種）に回復した。 サクラマス成魚の遡上が回復傾向にあり、自然産卵による再生産のサイクルが定着しつつある。 サクラマスの生息密度が徐々に回復している。 （事業実施による環境の変化） 魚道設置によるダム下流の底生動物、付着藻類への影響は生じていない。 （社会経済情勢の変化） 社会経済情勢の変化に影響はない。 （今後の事後評価の必要性） サクラマスの自然産卵による再生産のサイクルが定着途上にあるものと考えられ、事業効果の発現状況を的確に把握するためには更なる経過観察が必要であり、所定の期間を経た後、改めて事後評価を行い、フォローアップ委員会で審議する。 （改善措置の必要性） 魚道整備区間でのサクラマスの産卵が多く見られるため、上流への遡上を促進するために産卵を抑制すべきか否かを調査し、必要に応じて改善措置を検討する必要がある。 サクラマス降下のための分水施設について、降下を促すための「仮ひさし」「導流堤」が有効であり、施設を改善する必要がある。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 現時点では特に見直す必要はない。</p>	再事後評価（改善措置も実施）	北海道開発局建設 部河川管理課 （課長 伊藤丹）
五十里ダム水環境 改善事業 （H14～H16） 関東地方整備局	5年以内	9.6	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 9.6億円、工期 平成14年度～平成16年度 B/C 1.9（B：24.6億円、C：12.9億円） （事業の効果の発現状況） ・男鹿川整備をきっかけに、地元観光協会・自治会によりイベントの開催や地域活性化への取り組みがなされている。 （事業実施による環境の変化） ・生物で魚類・鳥類の種類数に関しては事業前後で大きな変化はなく、河川の水質も同様であり、良好な状態が維持されている。 （社会経済情勢の変化） ・栃木県全体ではH17年以降、宿泊者数が減少している。 ・旧藤原町ではH17年に宿泊者数が減少傾向にあるが、H17年以降、宿泊者数は横ばい状態（約200万人）となっている。 ・川治温泉ではH17年に宿泊者数が減少したが、その後増加傾向にある。 （今後の事後評価の必要性） 今後の事後評価の必要性は認められない。 （改善措置の必要性） ・現時点では、五十里ダム水環境改善事業に対する改善措置の必要性は見られない。 （同種業務の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性） ・現時点では、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等の必要性は見られない。なお、今後更に評価技術の向上など適正な検討が望まれる。</p>	対応なし	関東地方整備局 河川部河川管理課 （課長 原俊彦）
横山ダム湖活用環 境整備事業 （H12～H16） 中部地方整備局	5年以内	5.6	<p>（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 5.6億円、工期 平成12年度～平成16年度 B/C 1.5（B：11.7億円、C：7.8億円） （事業の効果の発現状況） ・横山ダム完成40周年記念イベントや「森と湖に親しむ旬間」として、ダム堤内外の見学会や体験学習等を開催している。 ・民間旅行会社主催のダムを巡るツアーが開催され、横山ダム見学もツアー行程に組み込まれ、我が国でも13ダムにしかない中空ダム内部空間の広報活動を実施した。 ・現地でアンケートした結果、主な意見として「環境整備が良くなった」、「川まで行けて気持ちよい」、「癒しのために来た」、「増設した方がよい」等の意見をいただき、今後リピーターとして来訪者数の増加や地域活性化が期待される。 （事業実施による環境の変化） ・揖斐川・坂内川での魚類調査結果より、事業前後において魚類種類数に大きな変化は見られない。 ・揖斐川での鳥類調査結果より、事業前後において鳥類種類数は大きな変化は見られない。 （社会経済情勢の変化） 「森と湖に親しむ旬間」等のイベント参加人数は、近年ダム愛好家による写真展示や民間旅行会社によるツアー等の開催によって多くの人が参加している。 （今後の事後評価の必要性） 今後の事後評価の必要性は無い。 （改善措置の必要性） ・現時点では、事後評価制度に基づく改善措置の必要性はないが、今後もよりよい管理に向けて必要な検討を行うことが重要と考えられる。 ・例としては、急流河川における護岸のあり方、キャンプ場としての整備、自然の活用方策等の検討があげられる。 ・上記のような検討の結果、必要に応じてダム等管理フォローアップ委員会で審議する。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 当該事業の事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性は無いと考える。なお、費用便益比（B/C）を算出する方法については、国民のニーズや社会経済状況、評価の実績、評価技術の向上等を踏まえつつ、今後ともさらなる改善を図っていく。</p>	対応なし	中部地方整備局 河川部河川管理課 （課長 井口泰行）

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
九頭竜川鳴鹿大堰 建設事業 (H2～H16) 近畿地方整備局	5年以内	446	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 446億円、工期 平成2年度～平成16年度 B/C 2.2 (B: 1,748億円、C: 785億円) (事業の効果の発現状況) 洪水時に適切なゲート操作を行い、洪水を安全に流下させ、堰上下流の水位を低減させている。 新取水施設の整備および日々の運用により、流入量の変動に関わらず安定した取水を可能とし、地域の発展に貢献している。 (事業実施による環境の変化) アユ、カマキリ(アラレガコ)等の多くの回遊性魚類の遡上が確認されており、魚道改修による改善効果が認められた。 (社会経済情勢の変化) 整備した九頭竜川流域防災センターは年間およそ15,000人の利用者があり、環境学習等を実施したりすることにより地域との交流を図っている。 鳴鹿大堰は、周辺の景観を考慮した設計がなされており、来訪者にも良好な印象を与えている。 (今後の事後評価の必要性) 今後の事後評価の必要性は認められない。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況等から改善等の必要性はないと考えられる。 今後、継続して事業の効果を確認し、改善措置の必要性についてもダム等管理フォローアップ委員会で審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。</p>	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 和佐喜平)
一庫ダム湖活用環 境整備事業 (H2～H16) 近畿地方整備局	5年以内	28	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 28億円、工期 平成2年度～平成16年度 B/C 1.2 (B: 59億円、C: 47億円) (事業の効果の発現状況) 本事業によるなぎさや湖岸整備、斜路の舗装などによる湖面や湖畔へのアプローチ施設、親水施設等の整備は、湖畔を中心に湖面を含めて水辺の利用者の増大につながっている。 また、駐車場やトイレ、防護柵等の整備は安全で快適な利用に役立っている。 (事業実施による環境の変化) 本事業の実施では、法面や裸地等に対する緑化、植栽等を実施することで景観等への配慮を行う等、環境保全に対する取組みが行われている。 また、本事業の実施による自然環境等の変化は、特に認められない。 (社会経済情勢の変化) 一庫ダム湖活用環境事業で整備された施設は、ダム湖のキャンプ場や他の施設と一体となって地域住民はもちろん大阪府や阪神地域の人々が川遊びやキャンプ、ハイキングを楽しむ貴重なレクリエーション空間になっており、年間約30万人もの人が訪れている。 (今後の事後評価の必要性) 今後の事後評価の必要性は認められない。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況等から改善措置の必要性はないと考えられる。 今後、継続して事業の効果を確認し、改善措置の必要性についてもダム等管理フォローアップ委員会で審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。</p>	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 和佐喜平)
室生ダム貯水池水 質保全事業 (H2～H16) 近畿地方整備局	5年以内	40	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 40億円、工期 平成2年度～平成16年度 B/C 5.4 (B: 377億円、C: 70億円) (事業の効果の発現状況) 本事業の実施により、リンの削減効果が確認された。 アオコの発生日数は変わらないが、発生する面積が10%程度減少した。 (事業実施による環境の変化) 「事業の効果の発現状況」と同じ (社会経済情勢の変化) 流域の人口は、平成7年以降は減少傾向であるが、世帯数は横ばい状況にある。 下水道の整備状況は、昭和62年に宇陀川流域下水道が供用開始され、平成19年度末で56.4%の普及率である。 副ダムにより創出された湖面に位置する平成榛原子供の森公園は、平成13年に完成し毎年8～10万人前後の入園者数である。 (今後の事後評価の必要性) 本事業の実施により、流入河川からのリン負荷を目標通り削減していることを確認した。しかしながら、依然としてアオコ等の発生がまだ見られるため、現在、事業を実施している「室生ダム水環境改善事業」とあわせ事後評価に諮る。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況等から改善措置の必要性はないと考えられる。ただし、アオコ等の発生がまだ見られるため、現在事業を実施している「室生ダム水環境改善事業」により、アオコ等の発生抑制をしていき、必要に応じてダム等フォローアップ委員会で審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。</p>	再事後評価	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 和佐喜平)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
高山ダム貯水池水質保全事業 (H10～H16) 近畿地方整備局	5年以内	20	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 20億円、工期 平成10年度～平成16年度 B/C 6.4 (B: 203億円、C: 32億円) (事業の効果の発現状況) 本事業の実施により、アオコ発生がなくなり、淡水赤潮の発生日数及び発生範囲共に大幅に減少した。 (事業実施による環境の変化) 「事業の効果の発現状況」と同じ (社会経済情勢の変化) 流域の人口は、月ヶ瀬村、山添村、南山城村は減少傾向にあるが、人口の大半を占める名張市は増加している。 ダム流域の下水道の普及率は、平成15年度で15.6%である。 高山ダムが位置する月ヶ瀬地域の観光客数はH12年度以降、横ばい状況である。 (今後の事後評価の必要性) 本事業の実施により、アオコ等発生の抑制により水質の改善が確認されていることから、今後の事業評価の必要性は認められない。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況等から改善措置の必要性はないと考えられる。 今後、継続して事業の効果を確認し、改善措置の必要性についてもダム等管理フォローアップ委員会にて審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考えられる。</p>	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 和佐喜平)
吉井川苦田ダム建設事業 (S47～H16) 中国地方整備局	5年以内	2,035	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 2,035億円、工期 昭和47年度～平成16年度 ・B/C 3.0 (B: 5,400億円、C: 1,795億円) (事業の効果の発現状況) ・管理開始以降2回の洪水調節(平成17年9月台風14号、平成18年7月豪雨)により下流の水位を低減している。 ・流水の正常な機能の維持及び都市用水の補給を実施している。 ・ダム放流水を利用する苦田発電所において、年間約2千万KWHを発電している。 (事業実施による環境の変化) ・水質について、下流河川への影響は特に見受けられないが、貯水池において、局所的・一時的な藻類の増殖や底層の溶存酸素の低下が見られる。 ・岡山県内では初となる陸封アユの確認といった注目すべき変化が見られる。 ・下流河川においてカマツカ及び底生動物の一部に変化が見られる。 ・ダム湖内へブラックバスの侵入・定着が確認された。 (社会経済情勢の変化) ・想定氾濫区域内人口は約0.7%減少、一般資産額は約0.5%増加等、大きな社会経済情勢の変化は生じていない。 ・ダム管理開始後の平成19,20年において、ダム関連施設への来所者は約6万人。 ・平成21年3月には、「苦田ダム水源地域ビジョン」を策定。 ・地元、鏡野町では、ダムを活用した地域振興に積極的に取り組んでいる。 (今後の事後評価の必要性) ・事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化もなく、環境への重大な影響も見られないことから、今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) ・改善措置の必要性はない。今後は、より良い管理に資するため、継続して事業の効果や環境への影響等の分析・評価を行い、必要に応じて改善措置をダム等管理フォローアップ委員会にて審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし。</p>	対応なし	中国地方整備局 河川部 (広域水管理官 植田光明)
弥栄ダム湖活用環境整備事業 (H9～H16) 中国地方整備局	5年以内	19	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 19億円、工期 平成9年度～平成16年度 ・B/C 1.6 (B: 119億円、C: 75億円) (事業の効果の発現状況) ・ダム湖面へのアクセスが向上し、湖面利用が活発となったほか、ダム湖周辺施設の充実により親水活動が促進され、多くの人に利用されている。 ・ダム湖周辺施設において、各種イベントが開催され地域住民の交流の促進や地域活性化に寄与している。 (社会経済情勢の変化) ・水源地域3市(旧2市3町)の人口は、全体で見ると緩やかに減少傾向にある。 ・世帯数は増加しているが、世帯人数は減少しており、核家族化が進行している。 ・就業者数については、第3次産業従事者が多い。産業別の比率では第三次産業が増え、就業者人口が平成12年の約95%となっている。 (今後の事後評価の必要性) ・事業効果が発現し、大きな社会情勢等の変化も見られないことから今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が発現されていることから、改善措置の必要性はない。今後は、河川水辺の国勢調査(利用実態調査)により利用状況の把握に努め、必要に応じて改善措置をダム等管理フォローアップ委員会にて審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特になし。</p>	対応なし	中国地方整備局 河川部 (広域水管理官 植田光明)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
厳木ダム湖活用環境整備事業 (H5～H16) 九州地方整備局	5年以内	7.8	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 7.8億円、工期 平成5年度～平成16年度 B/C 1.5 (B: 23億円、C: 16億円) (事業の効果の発現状況) 河岸の緑化・整備、管理道の整備、警報施設の設置を行うことで、ダム湖周辺利用の適正化を図った。 (事業実施による環境の変化) ダム湖周辺における動植物の確認種数は、事業整備期間中から整備後にかけて、大きな変化は見られない。 (社会経済情勢の変化) 平成2年から平成17年へかけて、旧厳木町では人口は減少傾向にある。 地目別面積率は、畑が若干減少し、その分、原野が増加している。 (今後の事後評価の必要性) 事業目的とした効果が十分に発揮していることから、今後の事業評価の必要性はないとみられる。 (改善措置の必要性) 事業目的である適正な河川環境の整備・保全の効果が発現されていることに加え、適正な利用や自治体等(唐津市、多久市)と連携した維持管理が行われていることなどから、今後も事業実施による効果は十分に持続されると考えられるため、改善措置の必要性はないとみられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 当該事業の事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はないと思われる。 なお、費用便益比(B/C)を算出する手法については、TCM(トラベルコスト法)を採用しているが、今後も同手法による評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じ改善を図っていく。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川管理課 (課長 松本親久)
遠賀川河口堰貯水池水質保全事業 (H8～H16) 九州地方整備局	5年以内	14	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 14億円、工期 平成8年度～平成16年度 B/C 2.7 (B: 49億円、C: 18億円) (事業の効果の発現状況) 河口堰直上にマイクロバブルが設定されたH16以前と以降で比較すると、年最大値: 107.3 $\mu\text{g/L}$ → 81.5 $\mu\text{g/L}$ (24%低減)であり、水質改善目標の100 $\mu\text{g/L}$ を下回っている。 (事業実施による環境の変化) 事業の実施後には、貯水池の景観改善(アオコの集積防止)が確認される。 (社会経済情勢の変化) 遠賀川流域では、平成14年度に清流ルネッサンスⅡ(第2期水質改善緊急行動計画)の対象河川に選定されており、「キラキラ! やすらぎ、きよらか遠賀川」をキャッチフレーズとし、負荷削減、水質改善を推進している。 (今後の事後評価の必要性) 本事業により、改善目標に対する効果発現が確認されており、現時点では今後の事後評価の必要性は生じないとみられる。 (改善措置の必要性) 事業の効果は確認されているが、今後も引き続き水質調査を実施し、その結果を活かしながら効果的な運用、合理的な維持管理に努め、必要に応じてダム等管理フォローアップ委員会で審議する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 当該事業の事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はないと思われる。 なお、費用便益比(B/C)を算出する手法については、CVM(仮想評価法)等を採用しているが、今後も同手法による評価の実績を蓄積していくとともに、評価技術の向上等を踏まえつつ必要に応じ改善を図っていく。	対応なし	九州地方整備局 河川部河川管理課 (課長 松本親久)

【砂防事業等】

(砂防事業(補助))

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
小高山川砂防事業 (H11～H16) 三重県	5年以内	5.6	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 5.6億円 ・工期 平成11年度～16年度 ・B/C 1.1 (B: 7.7億円、C: 7.3億円) (事業の効果の発現状況) ・えん堤整備後に土砂流出は発生していない ・地域住民からは土砂災害に対する安心感が向上したとの意見が得られた (社会経済情勢の変化) ・土地利用や保全対象に変化はなく、事業の必要性は確保されている (今後の事後評価の必要性) ・事業目的は達成されており、今後の事後評価の必要はない (改善措置の必要性) ・改善の必要はない (計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・見直しの必要はない	対応なし	三重県土整備部 河川・砂防室 (室長 吉田 勇)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
滝後川砂防事業 (H9～H16) 三重県	5年以内	5.7	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・全体事業費 5.7億円 ・工期 平成9年度～16年度 ・B/C 1.1 (B: 8.3億円、C: 7.9億円) (事業の効果の発現状況) ・えん堤整備後に土砂流出は発生していない ・地域住民からは土砂災害に対する安心感が向上したとの意見が得られた (社会経済情勢の変化) ・土地利用や保全対象に変化はなく、事業の必要性は確保されている (今後の事業評価の必要性) ・事業目的は達成されており、今後の事業評価の必要はない (改善措置の必要性) ・改善の必要はない (計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・見直しの必要はない	対応なし	三重県土整備部 河川・砂防室 (室長 吉田 勇)
西ノ原川第三通常 砂防事業 (H12～H15) 佐賀県	その他	1.6	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費1.6億円、工期 平成12年度～平成15年度 B/C 2.1 (B: 3.2億円、C: 1.5億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了後、土砂流出は生じていないが今後、土砂災害の防止に機能するものと考えられる。 (社会経済情勢の変化) 保全対象区域の人口、世帯(16戸)及び土地利用(耕地0.06ha)は計画時からの大幅な変化は なく、その重要性に変わりはない。 (今後の事後評価の必要性) 砂防堰堤を整備し、民生の安定を図るとい事業の目的は達成されていると考えられるため、 必要ない。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況等から、改善等の必要性はない。 (計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 現時点では見直し等の必要性はない。	対応なし	佐賀県 県土づくり本部河 川砂防課 (課長 原 澄 男)

【砂防事業等】

(地すべり対策事業(直轄))

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
黒淵地区地すべり 対策事業 (S54～H16) 東北地方整備局	5年以内	87	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 87億円、工期 昭和54年度～平成16年度 B/C 7.1 (B: 1,280億円、C: 181億円) (事業の効果の発現状況) 事業実施以前は地すべり土塊の変動が見られたが、事業完了後には地すべり土塊の顕著な移 動はなく、安定した傾向がみられる。 (事業実施による環境の変化) 地すべり対策事業に伴う環境への影響は認められない。 (社会経済情勢の変化) 黒淵地区地すべりおよび周辺における社会基盤の形成 (今後の事後評価の必要性) 現時点では、地すべり対策事業による効果が確認されているため、今後の事業評価の必要性 はない。 (改善措置の必要性) 現時点では、地すべり対策事業による効果が確認されているため、改善処置の必要性はな い。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 現時点では、同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直しの必要性はない。	対応なし	東北地方整備局 河川部河川計画課 (課長 若公崇 敏)

【砂防事業等】

(地すべり対策事業(補助))

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
弥治郎地区地すべり 対策事業 (S61～H19) 宮城県	5年以内	5.7	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) ・計画全体事業費: 5.7億円 → 精算全体事業費: 5.4億円 ・計画工期: 昭和61年度～平成20年度 → 実施工期: 昭和61年度～平成19年度 ・費用対効果分析結果 H16再評価時 B/C=3.4 (B: 19億円、C: 5.4億円) →H19完了時 B/C=4.1 (B: 21億円、C: 5.1億円) (今後の事業評価の必要性) ・地すべり対策施設を整備し、民生の安定を図るとい事業の目的は達成されており、必要な し。 (改善措置の必要性) ・現時点では事業の目的は達成されていると考えられるので、改善等の必要性はない。 (計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点では見直し等の必要性はない。	対応なし	宮城県土木部防災砂 防課 (課長 平間光雄)

【海岸事業】
 (補助事業等)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
横須賀海岸(長井地区) 高潮対策事業 (H7~H16) 神奈川県	5年以内	14	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 14億円、工期 平成7年度~平成16年度 B/C 45.2 (B: 984億円、C: 22億円) (事業の効果の発現状況) ○防護効果 越波・飛沫による背後住宅地への塩害を軽減した。 利用・環境への効果 ○階段ブロックを採用することで、親水機能が向上した。 (事業実施による環境の変化) ○直立護岸工区では、直立消波ブロックを採用することにより、反射波を低減し、養殖など漁業環境への配慮を行った。 (社会経済情勢の変化) ○整備後、地域住民により堤防上の緑地などの清掃が行われるようになった。 (今後の事後評価の必要性・改善措置の必要性) ○当該事業の実施により、堤防背後地への越波被害が解消されるとともに、親水空間を提供するなど、その効果は十分に発現されており、今後の事後評価及び改善措置の必要は無い。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ○見直しの必要性は無い。	対応なし	神奈川県土整備部砂防海岸課 (課長 網倉孝)

中止事業について

※ 評価手続中事業（平成20年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川総合開発事業 (補助事業)	ごうしざわ 郷土沢生活貯水池建設 事業 ながの 長野県 ながの しもいな とよおか (長野県下伊那郡豊丘 村)	治水面では、当面は暫定改修で流下能力を確保する計画としたため。また、利水面では、地下水調査の結果から、代替水源を確保し、ダムからの取水を必要としなくなったため。
治水ダム建設事業 (補助事業)	たてしな 蓼科治水ダム建設事業 ながの 長野県 ながの ちの (長野県茅野市)	諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによらない河川改修計画を河川整備計画に位置付けたため。

※ 評価手続中事業（平成15年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
河川総合開発事業 (補助事業)	しもすわ 下諏訪ダム建設事業 ながの 長野県 ながの すわ しもすわ (長野県諏訪郡下諏訪 町)	治水面では、諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによらない河川改修計画を河川整備計画に位置付けたため。また、利水面では、新たな水道水源確保に関する研究結果からダムからの取水を必要としなくなったため。
治水ダム建設事業 (補助事業)	きよかわ 清川治水ダム建設事業 ながの 長野県 ながの いいやま (長野県飯山市)	治水面では、他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直した結果、河川改修によることとしたため。また、利水面では、流雪溝の必要水量見直しによりダムからの取水を必要としなくなったため。

※評価結果については平成21年8月に公表済み

評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年未着工	10年継続中	準備計画5年	再々評価	その他	計	継続		中止	評価手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	補助事業	0	0	0	4	1	5	0	0	2	3
合計		0	0	0	4	1	5	0	0	2	3

（注1）再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※評価結果については平成21年8月に公表済み

評価手続中事業（平成19年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直 し継続			
ダム事業	補助事業				1		1	1			
合計		0	0	0	1	0	1	1	0	0	0

（注1）再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※評価結果については平成21年8月に公表済み

評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評価 手続中
								うち見直 し継続			
ダム事業	補助事業等				4		4			2	2
合 計		0	0	0	4	0	4	0	0	2	2

（注1）再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

※評価結果については平成21年8月に公表済み

評価手続中事業（平成20年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係】

【ダム事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B/C				
藤科治水ダム建設事業 長野県	再々評価	280	716	224	3.2	・上川は古くからたびたび洪水被害を受けており、特に昭和34年8月台風7号では、死者1名、流出家屋14戸、浸水家屋180戸、損壊家屋3戸等の甚大な洪水被害を受けた。	・諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによらない河川改修計画を河川整備計画に位置付けた。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
郷士沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	110	110	85	1.3	・芦部川沿川では、昭和36年梅雨前線豪雨など古くからたびたび洪水被害を受けている。 ・豊丘村北部簡易水道は、水源をすべて井戸に依存、その井戸水から硝酸性窒素・亜硝酸性窒素が検出され、水質悪化及び希釈井戸の枯渇が懸念されている。	・治水面では、当面は暫定改修で流下能力を確保する計画とした。 ・利水面では、地下水調査の結果から、代替水源を確保し、ダムからの取水を必要としなくなった。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 大多喜ダム建設事業 千葉県	その他	-	-	-	-	-	-	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 角間ダム建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 武庫川ダム建設事業 兵庫県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

※評価結果については平成21年8月に公表済み

*：大多喜ダム建設事業、角間ダム建設事業、武庫川ダム建設事業は、検証の対象とするもの（平成21年12月25日記者発表）に区分されており、上記の結果の如何によらず「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が本年夏頃に中間とりまとめとして示す新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うよう協力をお願いをしているところ。

評価手続中事業（平成19年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係】

【ダム事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B/C				
* 祇川総合開発事業 (伊良原ダム建設事業) 福岡県	再々評価	678	1,292	480	2.7	・祇川流域では、たびたび集中豪雨による洪水被害をうけており、近年では、平成11年9月の豪雨により、床上浸水16戸、床下浸水30戸の浸水被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月に、祇川水系河川整備基本方針を策定している。 ・平成16年12月に、地域住民及び関係機関の意見を踏まえた祇川水系河川整備計画を策定し、伊良原ダムが位置づけられている。 ・平成16年12月に補償基準が妥結されたことなどにより、総事業費が増加した。 ・生活再建のために事業工程を見直したことにより、工期の延長を行った。 ・事業の進捗状況については、平成20年度までの事業費ベースで24%、用地補償進捗率は90%が見込まれ、平成29年度完成に向けて円滑な事業推進が見込まれる。 ・打設工法の変更、基礎処理の見直し等を行い、コスト縮減を図っているが、今後も新技術・新工法の活用を検討し、コスト縮減に努める。 	継続	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

※評価結果については平成21年8月に公表済み

*：祇川総合開発事業（伊良原ダム建設事業）は、検証の対象とするもの（平成21年12月25日記者発表）に区分されており、上記の結果の如何によらず「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が本年夏頃に中間とりまとめとして示す新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うよう協力をお願いをしているところ。

評価手続中事業（平成15年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係】

【ダム事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の 進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			便益の内訳及び主な根拠	費用：C (億円)	B/C				
下諏訪ダム建設事業 長野県	再々評価	240	577	178	3.3	・砥川は古くからたびたび洪水被害を受けており、特に昭和46年9月豪雨災害では、流出家屋3戸、浸水家屋36戸等の甚大な洪水被害を受けた。 ・岡谷市では上水の8割を地下水に依存しているが、井戸水16水源の内8水源でトリクロロエチレン等が検出され、また、下諏訪町でも、表流水の取水量が不安定で、井戸水からはトリクロロエチレンが検出され、水質悪化が懸念されている。	・治水面では、諏訪湖及び他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直したうえで、ダムによらない河川改修計画を河川整備計画に位置付けた。 ・利水面では、新たな水道水源確保に関する研究結果からダムからの取水を必要としなくなった。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
清川治水ダム建設事業 長野県	再々評価	102	97	54	1.8	・清川は古くからたびたび水害があり、特に昭和44年の集中豪雨では床上浸水3戸、床下浸水86戸、農地被害26ha等の大きな被害があり、また飯山線鉄道橋の橋脚が洪水により流されるなどの被害を受けた。 ・飯山市では豪雪地域であるため、冬期間の生活、特に交通確保に苦慮しており、これを解消するために新たな流雪消用水の確保が望まれた。	・治水面では、他河川の改修規模とのバランスを考慮し、治水安全度を見直した結果、河川改修によることとした。 ・利水面では、流雪消の必要水量見直しによりダムからの取水を必要としなくなった。	中止	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 黒沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)
* 駒沢生活貯水池建設事業 長野県	再々評価	-	-	-	-	-	-	評価手続中	本省河川局 治水課 (課長 細見寛)

※評価結果については平成21年8月に公表済み

*：黒沢生活貯水池建設事業、駒沢生活貯水池建設事業は、検証の対象とするもの（平成21年12月25日記者発表）に区分されており、上記の結果の如何によらず「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が本年夏頃に中間とりまとめとして示す新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うよう協力をお願いをしているところ。